



司法書士・行政書士
ALBA総合事務所 所長
司法書士

永田 泰伸氏

夫が亡くなったあとの妻も一家の長として生きるわけですし、また母との代に円満に受け渡すための遺言書を、自らも作成す

「責任感の重さと、経験を多く積んでいるオーナー経営者たる専門家は、スピード感や対応力が違います。また特殊な相談内容は理事全員で共有し、定期的な勉強会で知識を研さんし積み上げていくため、各理事の中に蓄積されていく

経験値も、より質の高いサービスへとつながり、相談者のメリットも大きくなります」では家族同士が相続を丸くおさめるために、個人にできることは何か。



一般社団法人 相続総合支援協会
代表理事

松原 昌洙氏

「難易度の高い相談案件でも、必ず落としどころがあります。あき

らめずに相談にいらしてください。当協会を皆さまにご活用いただければうれし限りです」と松原氏。来年1月19日には、「遺産分割を丸くおさめる極意」と題した、民法の大改正について、やさしく説明するセミナーも開催予定だ。特に実際にもめている相続の現場にいる人であれば、必聴とのこと。現場で闘うプロフェッショナルの言葉は、悩める人にとって貴重な力となる。

誰も本当のことは口に出さない

遺産分割を丸くおさめる極意

個別性の高い遺産分割のトラブルについて、具体的にどう対応し、どう落としどころをつけたのか。一番知りたい部分について、「具体的にどうしたのか」が見当たらないことがほとんどだ。これだけ、関連書籍やウェブサイトで充実していてもである。理由は、相続はプライベートな問題であるから。これに尽きる。相続問題の最前線を守る3人のスペシャリストに本当のことを聞いてみた。

人には言えない原因 だから家庭内でもめる

「誰にだって、言い分はあるんです」と税理士の尾上千晶氏は語る。続けて「大学を出て留学までした兄と、すぐに結婚して家を出た姉。住宅を援助してもらった弟と、親の介護の面倒をみた妹。公平な分割を求めようとしても法律論の問題となると、なかなか全員の合意には至らない。そこに、老後の



尾上千晶税理士事務所 所長
税理士・行政書士
尾上 千晶氏

不安をかかえた妻が加わると、意地の張り合いでこじれる一方」と、司法書士の永田泰伸氏は言う。年齢が高くなればなるほど、感情も爆発することもよくあるという。当然、人に言えない原因も多い。

「結局のところ『争族』は家族仲が悪いから起こるのではなく、お互いのコミュニケーション不足が発端となるケースが大部分です。しかも、分割するのが難しい不動産が相続財産に含まれていると、争いが長引き裁判にまで発展するケースも少なくありません」と相続総合支援協会代表理事の松原昌洙氏は長年の経験を通じて得た知見を示す。

「争族」は相続人にとって何のメリットもありません。むしろお互いが腹を割らず、配慮し続けることで、もめ事はより大きくなります。一つひとつの相続の現場には、複数の専門家が必ず必要になります。財産の評価は税理士、法的係争は弁護士、土地のもめ事は土地家屋調査士と、専門家が必要です。その時にワンストップで対応するために、「一般社団法人相続総合支援協会」を設立しました」と松原氏は語る。

現場を知れば知るほど もめる前にすべきこと

ひどいトラブルでもう数年放置されている相続の現場でも、よく内容を整理すると、各相続人の感情的対立が動かない原因となっているだけで、本来早期に手打すべき事案をそのまま放置されていることもよくあることだと、尾上氏は警鐘を鳴らす。

「トラブルのお話を聞きながらも、実際に財産評価がどんな状況にあるのか確認するところから始めます。土地などは隣地との境界が確定しているのか、家は違法建築ではないのかなど、全ての相続人に必要な財産に関する情報を、きちんと全員に報告することが相続問題の解決の糸口です。マンションの管理費用が実は10年以上滞納されているとか、古い土地だと、隣地所有者と感情的に対立していて境界確定ができていないなど。そんなときには、亡くなった方より、感情的対立のない相続人と隣地所有者との話し合いのほうがお互いに冷静になれますし、長年の隣地トラブルを解消するチャンスで

～セミナー開催～
— 誰も本当のことは、口に出さない —
遺産分割を丸くおさめる極意

2020 1/19日
ステーションコンファレンス東京

(東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー 602 会議室)
時間：【第一部】9:30～12:00 【第二部】13:00～15:30
(9:00開場) (12:30開場)

- 「奥様！最後までしっかり！自宅+お金の両方を確保してください」
尾上千晶税理士事務所 所長 税理士・行政書士/尾上 千晶氏
- 「相続トラブルの現場から見えるモノ」
一般社団法人 相続総合支援協会 代表理事/松原 昌洙氏
- 「円満解決には、遺言書が切り札です」
司法書士・行政書士 ALBA総合事務所 所長 司法書士/永田 泰伸氏

※ 第一・第二とも同内容となります。

申し込み先：相続特設 HP
<https://souzoku-sogoseminar.com/>
☎ 03-6231-1188



問い合わせ先：一般社団法人 相続総合支援協会
<https://www.souzoku-sogo.or.jp/>